

重要事項説明書

(訪問介護サービス・訪問介護)

あなたに対する訪問介護サービス並びに訪問介護の提供にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業所概要

開設者名称	医療法人 メディカルパーク
主たる事務所の所在地	広島市安佐南区祇園2丁目4番14号
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 寺山 弘志
電話番号	082-875-1111

2 ご利用事業所

利用事業所の名称	野村病院ヘルパーステーション「ながつか」
指定番号	3470208442
所在地	広島市安佐南区長束6丁目1番10号
電話番号	082-832-5677

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	適正な訪問介護サービス並びに訪問介護を提供することにより、利用者が居宅における安定した日常生活が維持できるような在宅支援を行います。
運営の方針	私たちは利用者に対し、明るい笑顔、言葉かけなど、常に思いやりの「こころ」を持ち、ご家族や地域の協力をいただき、利用者の自立に向けたサービスを提供します。

4 ご利用事業所の職員体制

従業員の職種	資格要件と従業者勤務体制及び員数		
管理者	常勤	1名	(サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者	常勤	2名	(内1名管理者と兼務) 介護福祉士
介護員	常勤	3名	介護福祉士 2名 2級過程修了者 1名
	常勤兼務	2名	介護福祉士 2名
	非常勤専従	1名	介護福祉士 1名

5 営業日及び時間

営業日	月曜日～金曜日。但し、祝日、お盆(8月13日～8月15日)年末年始(12月31日～1月3日)を除く。 但し、居宅サービス計画により営業日以外でも対応が可能です。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分までとする。但し、居宅サービス計画により営業時間以外でも対応が可能です。

6 通常の事業の実施区域

通常の事業実施区域は、広島市安佐南区の区域とする。
その他の地域はご相談に応じます。

7 利用料

訪問介護サービスの利用料及びその他の費用

	(1割)	(2割)	(3割)
訪問介護サービス費 (Ⅰ) ＜週一回程度の利用＞	<u>1,258円/月</u>	<u>2,516円/月</u>	<u>3,774円/月</u>
訪問介護サービス費 (Ⅱ) ＜週二回程度の利用＞	<u>2,513円/月</u>	<u>5,026円/月</u>	<u>7,540円/月</u>
訪問介護サービス費 (Ⅲ) ＜(Ⅱ)を超える程度の利用＞	<u>3,987円/月</u>	<u>7,975円/月</u>	<u>11,963円/月</u>

※サービスは地域包括支援センターの提示する計画に基づき事業者様とご家族様との協議によって利用回数等を決めることとします。

加 算 ・ 初回加算（新規利用を行った場合に初回に属する月に加算）

	(1割)	(2割)	(3割)
	<u>214円/月</u>	<u>428円/月</u>	<u>642円/月</u>

・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）により所定単位数に22.4%を乗じた加算部分の1割または2割または3割が利用者負担となります。

訪問介護の利用者単位ごとの利用料及びその他の費用

	(1割)	(2割)	(3割)
【身体介護】 20分未満	<u>174円/回</u>	<u>348円/回</u>	<u>523円/回</u>
20分～30分未満	<u>261円/回</u>	<u>522円/回</u>	<u>783円/回</u>
30分～1時間未満	<u>414円/回</u>	<u>828円/回</u>	<u>1,242円/回</u>

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約者の同意の上で通常の料金の2倍の料金をいただきます。

	(1割)	(2割)	(3割)
【生活援助】 20分～45分未満	<u>191円/回</u>	<u>383円/回</u>	<u>573円/回</u>
45分以上の場合	<u>235円/回</u>	<u>470円/回</u>	<u>706円/回</u>

加 算 ・ 早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時） 所定介護費の25%
・ 深夜（22時～翌朝6時） 所定介護費の50%
身体介護・生活援助の料金に上記を加算することとします。

・ 初回加算（新規に利用を行った場合に初回の属する月の加算）

	(1割)	(2割)	(3割)
	<u>214円/月</u>	<u>428円/月</u>	<u>642円/月</u>

・ 緊急時訪問介護加算（利用者、家族等から要請を受けてサービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合に加算）

	(1割)	(2割)	(3割)
	<u>107円/回</u>	<u>214円/回</u>	<u>321円/回</u>

・ 「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」により所定単位数に22.4%を乗じた加算部分の1割または2割または3割が利用者負担となります。

- ① 訪問介護サービス並びに訪問介護が、介護保険の適用を受ける場合、原則として上記のように利用料のお支払いいただきます。
- ② 当事業所は、あなたに対し、翌月15日までに、当月の利用料の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付します。
- ③ 毎月の利用料は、原則、銀行引き落としとさせていただきます、郵貯銀行・広島銀行は毎月20日、その他銀行・農協・信用金庫・信用組合等は毎月27日に引き落としとさせていただきます。

8 当事業所が、提供できるサービスは以下の通りです。

次のサービスのうち、（ 身体介護 生活援助 ）のサービスを一週間に
（ ）回、別紙居宅サービススケジュール表に従って提供します。

<身体介護>

- ☐ ①起床介助
☐ ②就寝介助
☐ ③排泄介助
☐ ④整容介助
☐ ⑤食事介助
☐ ⑥衣服の着脱

- ☐ ⑦清拭
☐ ⑧入浴介助
☐ ⑨体位交換
☐ ⑩服薬管理
☐ ⑪通院介助
☐ ⑫その他（ ）

<生活援助>

- ☐ ⑬調理
☐ ⑭洗濯
☐ ⑮掃除
☐ ⑯買物
☐ ⑰薬の受取

サービスの提供手順は、別紙サービス手順確認書にて確認します。

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるように、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員に遠慮なくご質問してください。
- ③ サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

9 担当の職員

- ① 職員は、常に身分証明を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

10 担当職員の変更

- ① あなたはいつでも担当の訪問介護職員の変更を申し出ることができます。その場合訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業所は、担当の訪問介護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問介護職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了承を得ます。

11 苦情申立窓口

苦情処理責任者	事務長 棟田 晋一
ご利用ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後17時30分
	ご利用方法 電話 082-832-5677 面接 ヘルパーステーション相談室
苦情受付担当者	サービス提供責任者 上柳 明 藤田 愛子

広島県国民健康保険団体連合会 (TEL: 082-554-0783 FAX: 082-511-9126)
 広島市安佐南区厚生部健康長寿課 (TEL: 082-831-4943 FAX: 082-870-2255)
 広島市安佐北区厚生部健康長寿課 (TEL: 082-819-0621 FAX: 082-819-0602)
 広島市東区厚生部健康長寿課 (TEL: 082-568-7732 FAX: 082-264-5271)
 広島市西区厚生部健康長寿課 (TEL: 082-294-6585 FAX: 082-233-9621)
 広島市中区厚生部健康長寿課 (TEL: 082-504-2478 FAX: 082-504-2412)

に苦情を申したてることができます。

12 事故発生時の対応について

- ① 当事業所は利用者に事故が発生した場合、市町村、利用者の家族及び後見人、利用者に係る居宅支援事業所に対して連絡等の必要な措置を講じます。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、契約書に記載の通り速やかに賠償を行うこととします。
- ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとします。

1 3 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者の選定しています。

虐待防止に関する責任者

事務長：棟田晋一

② 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施しています。

③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備しています。

④ 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

⑤ 虐待防止のための指針の整備をしています。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4 ハラスメントについて

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

(2) 個人の尊厳や人格を言動や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

1 5 身体拘束等の禁止

事業所は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行った場合は、その態様又は時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

1 6 事業継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7 衛生管理

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 8 緊急時の対応連絡方法

利用者又は主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏 名 所属医療機関の名称 所 在 地 電話番号	
緊急連絡先	氏 名 電話番号 昼間の連絡先 夜間の連絡先	上柳 明 0 8 2－8 3 2－5 6 7 7 0 8 0－2 6 1 8－5 7 0 5

私は、本書面に基づいて、ヘルパーステーション「ながつか」の職員
 （職名 氏名 ） から重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意いたします。

令和 年 月 日

（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（署名代行者）

私は、下記の理由により利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

署名代行の理由 _____